

## 大阪市いじめ対策基本方針改訂案

改正後	改正前
<p><b>2 (3) いじめ事案の調査及び早期対応</b></p> <p>①ー⑦略</p> <p><b>⑧ 犯罪行為の警察への通報</b></p> <p>いじめの疑いのある事案のうち、犯罪行為(触法行為を含む。以下同じ。【注】参照。)に該当する可能性のあるものは、全て必ず、ためらうことなく早期に警察へ相談又は通報することとする。</p> <p>【注】いじめが該当する可能性のある犯罪行為の例：          暴行(刑法第208条)、傷害(刑法第204条)、強要(刑法第223条)、<b>不同意</b>わいせつ(刑法第176条)、恐喝(刑法第249条)、窃盗(刑法第235条)、器物損壊等(刑法第261条)、脅迫(刑法第222条)、名誉毀損、侮辱(刑法第230条、231条)、児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)、私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)、自殺関与(刑法第202条)</p> <p>*平成25年5月16日付文部科学省初等中等教育局長通知(25文科初第246号)「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」及び令和5年2月7日付文部科学省初等中等教育局長通知(4文科初第2121号)「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」          参照</p> <p>⑨ー⑩ 略</p>	<p><b>2 (3) いじめ事案の調査及び早期対応</b></p> <p>①ー⑦略</p> <p><b>⑧ 犯罪行為の警察への通報</b></p> <p>いじめの疑いのある事案のうち、犯罪行為(触法行為を含む。以下同じ。【注】参照。)に該当する可能性のあるものは、全て必ず、ためらうことなく早期に警察へ相談又は通報することとする。</p> <p>【注】いじめが該当する可能性のある犯罪行為の例：          暴行(刑法第208条)、傷害(刑法第204条)、強要(刑法第223条)、<b>強制</b>わいせつ(刑法第176条)、恐喝(刑法第249条)、窃盗(刑法第235条)、器物損壊等(刑法第261条)、脅迫(刑法第222条)、名誉毀損、侮辱(刑法第230条、231条)、児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)、私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)、自殺関与(刑法第202条)</p> <p>*平成25年5月16日付文部科学省初等中等教育局長通知(25文科初第246号)「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」及び令和5年2月7日付文部科学省初等中等教育局長通知(4文科初第2121号)「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」          参照</p> <p>⑨ー⑩ 略</p>

<p><b>⑪ 出席停止の措置及び個別指導教室における指導</b></p> <p>上記⑩のルールにより、特に重篤ないじめ事案については、学校教育法第 35 条に基づき、加害児童生徒・保護者に対し、出席停止の措置を取る。</p> <p><u>また、出席停止の措置の有無にかかわらず、加害行為の重大性が高いこと若しくはいじめ事案における被害児童生徒が受けた心理的影響が大きいこと又はその両方、同様の行為を複数回繰り返すこと、指導後も改善が見られないこと等により、在籍校での指導継続が困難と認められる場合は、加害児童生徒の保護者の同意を得て、「生活指導サポートセンター（個別指導教室）」における、教員や専門家等で構成する特別な組織体制による手厚い個別指導を実施する。</u></p> <p><u>なお、出席停止の措置のみを取る場合にも、その期間において加害児童生徒に対する学習の支援など、教育上必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b>⑫ 被害児童生徒の安心できる学習環境の確保</b></p> <p>教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対する支援に万全を期し、加害児童生徒について出席停止の措置<u>又は生活指導サポートセンター（個別指導教室）における指導を実施しない場合</u>、かつ被害児童生徒・保護者が加害児童生徒と同じ教室で学習することに不安を覚える場合は、加害児童生徒に別室で学習させるなど、被害児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>⑬－⑮ 略</b></p>	<p><b>⑪ 出席停止の措置及び個別指導教室における指導</b></p> <p>上記⑩のルールにより、特に重篤ないじめ事案については、学校教育法第 35 条に基づき、加害児童生徒・保護者に対し、出席停止の措置を取り、「<u>個別指導教室</u>」において、<u>教員や専門家等で構成する特別な組織体制により手厚い個別指導を実施する。</u></p> <p><b>⑫ 被害児童生徒の安心できる学習環境の確保</b></p> <p>教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対する支援に万全を期し、加害児童生徒について出席停止の措置<u>を取らない場合</u>かつ被害児童生徒・保護者が加害児童生徒と同じ教室で学習することに不安を覚える場合は、加害児童生徒に別室で学習させるなど、被害児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>⑬－⑮ 略</b></p>
--	--